

IASB会議報告（第83回会議）

IASB（国際会計基準審議会）の第83回会議が、臨時のIASB会議として2008年10月2日にビデオコンフェレンスという形で行われた。ボードメンバーがアジアと米国に分かれているため、アジアのボードメンバーとロンドンにいるボードメンバーとの会議及びロンドンのボードメンバーとアメリカにいるボードメンバーとの会議という形で2回開催された。今回のIASB会議では、金融安定化フォーラムからの要請によって進めている3つの信用危機対応について議論が行われた。具体的には、①公正価値測定に用いられる公正価値の計算に内在している不確実性に関する開示及び流動性に関する開示、②オフバランスとなっている特別目的会社を含む連結財務諸表の範囲及び③財務諸表に表示されないリスクの開示（オフバランス企業に関する開示）についての検討が行われた。

1. 公正価値の不確実性及び流動性

(1) 独立した公開草案の公表

2008年9月のIASB会議で、公正価値の不確実性及び金融負債に関連する流動性の開示を求めることが暫定的に決定されていた（その内容については後述（2）参照）。今回は、暫定合意の内容を国際財務報告基準（IFRS）第7号「金融商品：開示」の改訂公開草案として直ちに公開するかどうか及び公開期間などについて議論が行われた。

議論の結果、改訂公開草案を直ちに公表すること及び公開期間は、通常は120日であるが、この問題の緊急性を勘案して60日とすることが決定された。また、発効日は、2009年7月1日とされた。その後、2008年10月15日に、IFRS第7号「金融商品：開示」の改訂公開草案「金融商品の開示の改善」として公表された。

(2) 2008年9月の暫定合意

2008年9月のIASB会議では、次の点が暫定的に合意されている。

(a) 金融負債の流動性リスクに関して、次の開示を求める。

- ① デリバティブ金融負債については、企業が金融負債に関連する流動性リスクをどのように管理しているかに基づく満期分析。
- ② 非デリバティブ金融負債については、金融負債の最も早い契約上の満期に基づく満期分析。ただし、企業が予想満期に基づいて流動性リスクを管理している場合には、予想満期に基づく満期分析。
- ③ 上記の流動性リスクを企業がどのように管理しているかに関する記述。

(b) 金融商品の公正価値に関して、次の開示を求める。

- ① 金融商品の公正価値情報の開示に当たり、期末の公正価値をIAS第39号（金融商品：認識及び測定）と首尾一貫する3つのヒエラルキー（レベル1から3）

に分類して開示する。他の方法による方がより適切である場合を除き、公正価値に関する量的情報の開示は、表形式で行うことを要求する。

- ② レベル３の区分に属する金融商品については、期首から期末までの変動の内容を表形式で開示する。また、その際には、ヒエラルキー区分間の移動及びその移動の理由に関する文章による説明も求める。
- ③ 財政状態計算書において認識されていない金融商品に関する公正価値も、その公正価値がどのヒエラルキー区分に該当するかの表示とともに開示する。

なお、ここで触れている３つのヒエラルキーとは次をいう（これは、米国財務会計基準書（ＳＦＡＳ）第１５７号（公正価値測定）とも広い意味で整合的である）。

- ① レベル１：同一の資産又は負債に対する活発な市場での建値を用いて測定される公正価値。
- ② レベル２：測定のために重要なすべての入力要素が観察可能な市場データに基づいている評価技法を用いて測定される公正価値。
- ③ レベル３：測定のために重要ないずれの入力要素も観察可能な市場データに基づいていない評価技法を用いて測定される公正価値。

２．連結範囲

このプロジェクトでは、IAS第２７号「連結及び個別財務諸表」及びSIC第１２号「連結－特別目的事業体」の改訂公開草案を２００８年１１月に公表することを目標に議論が進められている。今回は、スタッフから提示のあった第４バージョンのドラフトを基に議論が行われた。議論では、新たに連結の範囲を決定するための基準として考えている支配力規準に関して、それが明確であるかどうか、また、支配力規準が特別目的会社などを含む仕組企業（structured entity）を連結するための規準として有効かどうか、また、今回の提案はIAS第２７号及びSIC第１２号と同じ範囲の企業グループを連結範囲とすることになるかなどの議論が行われたが、暫定合意に達した事項はない。

３．オフバランス企業に関する開示

オフバランス企業に対する企業の関与のすべてが財務諸表で表示されることにはならないため、オフバランス企業に関連して報告企業が有しているリスクの性質及び市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの変動に関する開示が重要であると考えられており、それらをどのように開示するかに関して議論が行われた。特に、今回の金融危機において、顧客との関係を失うことを恐れるなどの理由から、特別目的会社を組成した企業が本来引き受ける義務のない損失を引き受ける例があり（これを一部では「風評リスク」などと呼んでいる）、投資家にとっては予想されていなかったリスクが顕在化した。

このようなことから、IASBは、報告企業は、仕組企業に関連する報告企業の活動の結果当該報告企業がさらされているリスクの性質及び市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの変動を、財務諸表の利用者が評価できるような情報を開示すべきであるということに暫定的に合意した。これを達成するため、報告企業には、仕組企業への関与に関する情報開示が求められる。そのようなものとして、次のような情報の開示を求めることが暫定的に合意された。

- (a) 報告企業が設立又はスポンサーとなっているオフバランス活動については、それらの活動の規模（証券化された資産及び報告企業が稼得した手数料に関する情報）。
- (b) 報告企業が継続的関与を有しているオフバランス活動については、その活動の規模、損失に対する最大エクスポージャー額及び継続的関与の簿価。リスクエクスポージャーの評価にとって目的適合的であるなら、損失に対するエクスポージャー及び仕組企業によって保有されている資産及びその資金調達に関する追加情報を開示する。
- (c) 報告企業が契約に基づかない支援を提供したオフバランス活動については、当該支援の範囲及びその理由、さらに、それが仕組企業の支配につながるかどうかに関する情報。これらに関する議論は、さらに、2008年10月のIASB会議でも議論される予定である。

以上

（国際会計基準審議会理事 山田辰己）